

令和4年3月定例会

五島市教育委員会会議録

令和4年3月25日

五島市教育委員会

令和4年3月定例会会議録

- 1 日 時 令和4年3月25日(金) 午後1時58分～午後3時5分
- 2 場 所 市役所3階 第2委員会室
- 3 出席者 教育委員 坂本泰蔵
教育委員 濱村悦子
教育委員 山本浅子
教育委員 道下和之
教育長 村上富憲
- 4 欠席委員 なし
- 5 会議に出席した者の氏名
総務課長 吉田典昭 学校教育課長 島博則
生涯学習課長 濱崎正己 総務課総務班係長 阿野琢磨
総務課施設係長 城山直樹 学校教育班係長 谷川智子
(合計/書記含め7名)
- 6 傍聴者 なし
- 7 書 記 総務課総務班係長 谷川克博

8 議題及び議事の概要

- 教育長が開会を宣告する。(午後1時58分)
- 前回会議録の承認

教育長が前回会議録の承認について議題に供し、吉田総務課長が第1回臨時会の会議録を説明の後、各委員へ審議を諮ったが、質疑、意見もなく承認された。

○ 教育長報告

- ・2月28日、2月定例校長会がオンラインで開催されました。3月に定年退職する3名の中学校校長から学校経営の思いという題で各20分ずつ講話をいただきました。それぞれに味がある内容で、私自身勉強になりました。
- ・3月2日から議会が開催されました。
- ・3月4日、認知症サポーター研修を受けた感想文で全国的な表彰を受けた富江中生徒が表敬訪問をしてくれました。
- ・3月10日、教育福祉委員会が行われましたが、多様な質問がされました。その後協議会に移行して、学校医問題の告発文について協議が行われました。
- ・3月11日、副市長と国保健康政策課長と3人で議会における弁明と診療所学校医への就任のお願いに久賀島に行って来ました。次年度も厳しい状況になるかも知れませんが、ギリギリまでお願いを続けて参りたいと思います。
- ・3月17日、奥浦小学校の卒業式に参加しました。全職員、全児童が一つになったすばらしい式でもらい泣きをするほどでした。
- ・同日、教育委員に承認をいただいた人事案を手交しました。
- ・3月18日、大浜小の卒業式に参加しました。五島市になって以来最大の10人の卒業式でしたが、来年は0の予定です。
- ・同日、市役所職員の人事の内示が行われました。
- ・一昨日、嵯峨島中学校が復活するために3棟の教職員住宅が必要になりその清掃に総務課、学校教育課合同で行って来ました。
- ・3月24日、無事終業式を終えることができ第6波では福小、緑小の学年閉鎖を行いました。休校せずにか令和3年度を終えることができました。

以上で私からの報告を終わりますが、質疑等ないでしょうか。

全 員

ありません。

教 育 長

それでは以上で報告を終わります。

- 教育長が、議案の審議に入る旨述べる。

議案第 15 号 教育財産の処分について

議案第 16 号 五島市教職員住宅管理規則の一部改正について

教 育 長

議案第 15 号「教育財産の処分について」と議案第 16 号「五島市教職員住宅管理規則の一部改正について」は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

吉田課長

議案第 15 号と議案第 16 号は関連がありますので、一括して説明いたします。今回、処分したい財産は、岐宿教職員住宅 1 棟で、建設から 40 年余りが経過し、老朽化により住宅としての活用が難しくなり用途を廃止したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 2 号及び五島市教育委員会に対する事務委任規則第 4 号の規定に基づき承認を求めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

教 育 長

補足説明はありませんか。

城山係長

今回の用途廃止につきましては、岐宿中学校教職員住宅 1 棟になりますが、地域協働課の方から短期滞在住宅として活用したい旨の要望があったことから所管替えするために所要の規定の整備をするものです。

短期滞在住宅というのは五島市への移住定住に向けた仕事探しであるとか住まい探しのための拠点として 1 ヶ月から 3 ヶ月まで、奈留、玉之浦地区については最大 6 ヶ月まで利用できる住宅のことを言います。この住宅については、平成 29 年度から一般に貸し付けを行っていましたが、現在は空き家となっておりますので、用途廃止して所管替えすることに支障はないものと考えております。

教 育 長

ただ今の説明について、委員の皆様から質疑・意見等ございませんか。

坂本委員

どのくらい空き家になっていたのですか。

城山係長

今年度の途中まで入居があっておりましたが、今現在は空き家となっております。

教 育 長

他にございませんか。

全 員

ありません。

教 育 長

質疑、意見ありませんので、承認されたものといたします。

議案第 17 号 五島市会計年度任用職員の任用について

教 育 長

議案第 17 号「五島市会計年度任用職員の任用について」審議いたします。
事務局から説明をお願いします。

吉田課長

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 18 条第 7 項及び第 34 条の規定に基づき、承認を求めるものでございます。
教育支援教室指導員など、教育委員会の関係機関に勤務する会計年度職員 51 人について、4 月 1 日付けで任用するもので任期は 1 年であります。
以上で説明を終わりますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

教 育 長

ただ今の説明について、委員の皆様から質疑・意見等ございませんか。

全 員

ありません。

教育長

質疑、意見ありませんので、承認されたものといたします。

議案第 18 号 学校医、歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び解嘱について

教育長

議案第 18 号「学校医、歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び解嘱について」事務局から説明をお願いします。

吉田課長

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師につきましては、学校保健安全法第 23 条の規定に基づき各学校に配置しております。学校医、学校歯科医、学校薬剤師が交代したため、承認を求めるものでございます。
以上で説明を終わりますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

教育長

補足説明はありませんか。

谷川智係長

学校医につきましては、玉之浦小中学校におきまして、令和 3 年度に前任の玉之浦診療所の医師が退職されたのち不在でしたので、三井楽診療所の医師が兼務されておりました。令和 4 年度より玉之浦診療所に新しい医師が赴任されたため委嘱をお願いしております。
学校歯科医につきましては、令和 3 年度に体調不良にて 1 年間学校歯科医を離れておりました医師が緑丘小学校に復帰されます。
学校薬剤師につきましては、勤務先である薬局の人事異動により、後任の先生になっております。以上でございます。

教育長

ただ今の説明について、委員の皆様から質疑・意見等ございませんか。

全 員

ありません。

教育長

質疑、意見ありませんので、承認されたものといたします。

議案第 19 号 五島市外国語指導助手の任用について

議案第 20 号 五島市外国語指導助手指導員の任用について

教育長

議案第 19 号「五島市外国語指導助手の任用について」と「五島市外国語指導助手指導員の任用について」は関連がありますので一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

吉田課長

この 2 つの議案につきましては、関連がありますので一括して説明し、ご審議願いたいと思います。

まず、議案第 19 号の外国語指導助手は、市立の小学校及び中学校における外国語教育の充実並びに青年交流による地域レベルでの国際交流を図るため、五島市外国語指導助手規則の定めにより委嘱することとなっており、「令和 4 年度五島市外国語指導助手名簿」のとおり承認を求めるものでございます。任期は令和 4 年 7 月 31 日となっており、この方は継続で ALT を委嘱するものであります。

次に、議案第 20 号の外国語指導助手指導員について説明いたします。外国語指導助手指導員につきましては、五島市外国語指導助手指導員規則に規定します外国語指導助手に対しまして指導、助言等を行うほか、市立小学校及び中学校における外国語教育の一層の推進を図るため、五島市外国語指導助手指導員規則第 1 条、第 2 条及び第 4 条に基づき、名簿のとおり任用したいので、承認を求めるものであります。任期につきましては、令和 5 年 3 月 31 日までとなっており、今年度も継続して任用するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の程よろしくをお願いします。

教育長

補足説明はありませんか。

谷川智係長

この外国語指導助手の先生は、五島市に在住されておりました。昨年度新型コロナウイルス感染症の影響により来日ができなかった ALT の代わりに 4 月からこちらで雇用をしておりました。本来であれば、国の JET プログラムを利用して 8 月から任用となりますが、昨年度は 4 月からという不規則な雇用となりましたので、今年の 8 月に他の方と任期を合わせるため一旦 7 月末で区切りをつけ、また本人の希望により更新する可能

性もあります。

教 育 長

ただ今の説明について、委員の皆様から質疑・意見等ございませんか。

全 員

ありません。

教 育 長

質疑、意見ありませんので、承認されたものといたします。

議案第 21 号 五島市地域学校協働活動推進員の委嘱及び解嘱について

教 育 長

議案第 21 号「五島市地域学校協働活動推進員の委嘱及び解嘱について」事務局から説明をお願いします。

吉田課長

本案は、岐宿小学校区の地域学校協働活動推進員が交代するため、解職及び委嘱するもので、五島市地域学校協働推進員設置要綱第 5 条の規定に基づき承認を求めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

教 育 長

補足説明はありませんか。

濱崎課長

新しく推進員になられる方は、市役所職員 OB で 7 年前に退職をされて、最後は岐宿支所の支所長で退職されております。

教 育 長

ただ今の説明について、委員の皆様から質疑・意見等ございませんか。

全 員

ありません。

教 育 長

質疑、意見ありませんので、承認されたものといたします。

議案第 22 号 五島市立嵯峨島中学校の復校について

教 育 長

議案第 22 号「五島市立嵯峨島中学校の復校について」事務局から説明をお願いします。

吉田課長

嵯峨島中学校の生徒が一時的にいなくなり、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで休校となっておりますが、令和 4 年度 1 名の生徒が入学することにより 4 月 1 日復校するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条の規定に基づき承認を求めます。以上で説明を終わりますが、ご審議の程よろしくお願いたします。

教 育 長

ただ今の説明について、委員の皆様から質疑・意見等ございませんか。

全 員

ありません。

教 育 長

質疑、意見ありませんので、承認されたものといたします。

教 育 長

次にその他となっております。委員の皆様からその他で何かございませんか。

坂本委員

報告をさせていただきます。久賀小中学校の卒業式には 3 密を避けて保護者を優先させるために参加しませんでした。校門で見送りをさせていただきました。そこで留学生の保護者が全員来ていたんですけれども、小さい学校だけれども本当に立派な卒業式でうれしかったという感想をいただきました。先生方が頑張ってくれたお陰だと思っております。

教 育 長

ありがとうございます。そういう話を聞くとうれしく思います。
他にございませんか。

全 員

ありません。

教 育 長

私からお願いをさせていただきます。

- ・私の休暇については、私自身の決裁になりますが、例えばコロナのワクチン接種などの職務専念義務免除については、教育委員会の決裁になっておりますが、1回1回教育委員会を開くわけにはいきませんので、教育長職務代理者である坂本委員に連絡して許可をとるということによろしいでしょうか。
- ・2点目は、4月1日の辞令交付式はオンラインで辞令交付式を行う予定にしており、市内全教職員に対しまして講話をする時間がございますが、教育委員の皆さんからは是非伝えてほしい内容がありましたら後からでもいいのでよろしくお願ひします。

坂本委員

特にありませんが、後で教育長の講話の内容を教えていただければと思います。

教 育 長

来月の定例会で報告いたします。

濱村委員

教職員の質というところで、ある中学校で3年生の男の子でトイレに近い子がいて、あまりにも回数が多いのでその先生がオムツをしとけと言ったそうです。そのことでその子が学校に行けなくなって、学校長と担任が謝りには来たそうですが、普通の人よりも教職員が発する言葉というのは重みとその子に与える心の傷というのがすごく違うと思います。その子は病気でそれを学校に言うのが嫌で不登校ぎみだったのにそういうことを言われたということです。登校拒否にもいろんな理由があると思いますけれども、教職員の言葉の重みというのを伝えていただきたいと思います。

教 育 長

分かりました。具体的には個別の事案になりますので言えませんが

も、教職員の言葉の重みをその一言で子どもを傷つけることになるんだという話をしたいと思います。ありがとうございました。
他にございませんか。

全 員

ありません。

教 育 長

それでは3点目ですが、教育福祉委員会の協議会を2度行った内容についてです。久賀小中学校の学校医の辞任に関する告発文とそれに対する学校教育課で時系列にまとめた資料を用意していますので、しばらくご覧ください。

(しばらく時間をとった後)

まず告発文の内容について事実と異なる部分がございますので、そこを確認しながら私の方から説明をさせていただきます。まず、事実と違う事の1点目は、体罰があった翌年以降、校医は受けていないとありますが、校長が変わった翌年、昨年度になりますを受けていただいております。そして今年度は受けていないという事で、2回辞めています。一般質問で正当な理由があって学校医をしていないのだとわたくしが明確に言わなかったことが憤りの原因ではないかと考えております。

今回のメールの主旨であった校長の体罰事案に対する不満とそれに伴う教育委員会の校長への処分の不満が1回目の辞任の理由だという事です。しかしながら、当時、私どもにも理由は明確にされていなかったという事は付け加えておきます。2回目の理由は郵送されてきた辞任届の中に「今般の種々事情に鑑み久賀小学校では学校医を必要としていないことが分かりましたので学校医を辞退する」ということが書いてありました。この具体的な理由についても当時、明確な理由として把握できておりませんでした。今回私が直接久賀を訪問して確認したところ1つ目に子どもコロナ感染予防について何の相談もなかった。2つ目に学校行事に案内がないことがあった。この2つの理由で学校医を辞退するという事でございます。

それから2点目に、先生方全員が見ていなかったと証言をしたとございますけれども教育委員会の聞き取りの結果、何らかの形で体罰があったと全員が証言をしております。3点目に、トラウマからその子は学校に行けなくなり卒業式にも出られなかったとありますが、夏休みの事件後、2学期はほぼ登校し3学期1月中旬から、地元の高校を受験するため長期間休み、卒業式には出なかったということです。

さらに、五島市教育委員会が適切な処分をしなかったとありますが、五

島市教育委員会は全く隠すようなことはせずに県教委にそのまま報告を上げて相談をしながら県教委から懲戒処分には当たらないという結論をいただきまして、市教委ができる最大の指導である文書訓告を行っており、2回保護者説明会をしております。その中で処分内容について一部軽すぎるのではという声もありましたが概ね納得していただいたという記録があります。ということで、今のところ久賀診療所の退職願いが出ておりますが、現在慰留をしている状況でございます。

坂本委員

私も離島留学のコーディネーターとして関わって保護者説明会や処分にも関わりました。校長が痛いと言って蹴ったことがオーバーに表現されているように強く感じます。問題は校長に対する感情、これが曲げられているというような気がしております。私も処分については、県教委と相談して、これが妥当ではないかということで教育委員会でも審議して決めているんですよと言っているんですが、それでも転勤ではなくて辞めさせろということでした。それを辞めさせるのには当たらないということで当時の教育長はその後1年で転勤をさせております。この告発文を読んで、しゃがんだ生徒の背後から吹っ飛ぶほど蹴り上るということは、当時の会議の中では出てきませんでした。目撃証言などから足を踏まれて思わず足が出たという状況だったということを経験しております。当時の記録にも残っていると思います。先生たちも校長の肩を持ち見ていなかったと証言したとありますが、それはないと思います。

島 課 長

この告発文の内容について、当時の資料を調べたんですが吹っ飛ぶほど蹴り上げたというのは生徒本人が聞き取りの時に言っておりまして、周りの子に聞いたら、おしりとおしりが向き合っていて生徒が後ろに下がっているいるときにかかとを踏まれて、そのまま足の裏で蹴って、確かに2、3歩前によろけたという証言はありますが、体が吹っ飛ぶほどの暴力ではなかったと子どもたちも言っております。スイカの種を口から飛ばすのに助走をつけるため後ろに下がった時に校長先生がいたという事です。

それから校長の処分についてですが、処分の内容というよりも学校を預かる最高責任者の校長が体罰をしたということは大きな問題ということで、教育福祉委員会でもご指摘を受けております。県が出している懲戒処分の基準がありますが、内容を照らし合わせてみると懲戒処分には確かにあたりません。それより軽い処分の中に指導措置というのがありますが、これも3段階あって、この中の一番重い文書訓告として

おりますが、この一番重い処分にするときに判断の加重要素というのが5つ6つありまして、その中で該当教職員からの事案の未申告というのがありますが、当時足を蹴ったその場で謝っておりません。この生徒が実親のところに帰って、そこから問い合わせがあつて初めて申告したということが対応として良くなかったことで、体罰を行った教職員が管理職の場合もこれに該当しますので、一番重い文書訓告にしているんですが、処分については、法に則って行いますが、やはり校長の体罰ということで世間一般の市民の方からの受け取られ方は重くなると思います。それから2度、8月末と10月初旬に説明会をして処分の内容についても当時の学校教育課長は丁寧に説明されていますが、「やったことに対しては校長として許せないことですが、しかしながら今後の子どもたちのことを思って、しっかり学校やしま留学がうまくいくように逆に力を注いでほしい」という意見や「謝罪をしているんだからもう一回立ち直るチャンスを与えるために次年度も頑張ってもらいたい」という意見も保護者からいただいております、そういったこともあつて教委委員会としてはもう一回ということで残したということが報告書の中に残っておりますのでご報告させていただきます。

濱村委員

ただ、こういうのを拡散されて親として見た時に事実は見えなくて、この文面しか見ないから親の動揺や、例えばこの当時、この校長先生がここに行ったからこの学校は大丈夫かなとなっていくと思います。

教育長

教育福祉委員会からは学校、医師、教育委員会の信頼関係が問題であるとそれを築く努力を再度行うようにという指導を受けております。また、体罰問題については、教育福祉委員会にも報告するように指導をされましたけれども、どこまで報告するかということについて現在、教育委員会の内部で検討中でして6月議会の教育福祉委員会の方で説明をしたいと思っております。

他にございませんか。

全 員

ありません。

教育長

それでは、次に各課からの報告をお願いします。

吉田課長

- 3月定例市議会は、24日が最終日で、条例案及び予算関係が採決され、全て原案どおり可決となっております。
- 学校統合についてのアンケートについて、2月中旬から3月上旬に行っていました「アンケート」の速報版がまとまりました。6校の総合計、学校別対象別に集計しております。このアンケートを参考に方針を策定し、地域へ入っていく事になります。
- 第2回臨時教育委員会を4月5日に予定しております。
- 4月定例教育委員会は4月27日に予定しております。

島 課 長

- 3月15日から18日にかけて市内全小中学校で卒業式を実施しております。小学生が279名、中学生が302名卒業をしており、中学生の進路につきましては、通信制を希望している生徒がおりますので、この子の結果を待つということになりますが、卒業生全員が進学を希望ということで報告を受けております。
- 4月1日、教職員の辞令交付式をオンラインで行います。全ての教職員を対象に行う辞令交付式は初めてとなりますが、これはコロナ禍によるオンラインの普及にプラスの面ではないかと捉えております。
- 4月6日に全ての学校の始業式になります。合わせて6日から8日まで市内小中学校の入学式が行われます。
- 4月11日、4月定例校長会を開催いたします。
- 4月19日、20日、全国学力調査、県学力調査が行われます。
- 4月24日、福江中学校、翁頭中学校、三井楽中学校の体育大会になります。

濱崎課長

- 五島市少年センター補導員連絡協議会第3回理事会を、3月10日に行いました。令和3年度の事業報告等を行っております。
- 五島市青少年健全育成連絡協議会第2回総会を、3月11日に行いました。令和3年度の事業報告等を行っております。
- 五島市公民館連絡協議会を本日開催いたしました。令和3年度の事業報告、研修としてDVDの視聴等を行っております。
- 令和3年度合同講座発表会は、2月を予定していましたが、コロナの影響を受けまして延期をしておりましたが、3月26日と27日を行う予定にしております。

教 育 長

分室からの報告はありませんか。

谷川克係長

三井楽分室から 1 点報告があつております。別紙の一覧でご確認ください。

教 育 長

ただ今の説明について、委員の皆様から何かございませんか。

全 員

ありません。

教 育 長

無いようでしたら、以上をもちまして委員会を終了いたします。
(午後 3 時 8 分)